

# 長谷川会計通信

2011年8月号

今回は「消費税 Ver. 4」です

「原則(本則)課税方式 中級編」をご紹介します。

まず、原則課税の納税額計算式は、

「課税売上(収入にて預かった消費税)」 -

「控除対象仕入税額(経費等にて支払った消費税)」 = **確定納税額**

となっております。ただし、中間納付などをされている場合は、その額を確定納税額より差引きます。

下記にて、2つの事例をご紹介します。

(例1) 基本的な場合・・・ (預り消費税 > 支払消費税)

課税収入(税込み) 94,500,000円  
課税経費(税込み) 52,500,000円  
予定納税額 1,000,000円

この場合は、

$$\begin{array}{ccccccc} 450\text{万円} & - & 250\text{万円} & - & 100\text{万円} & = & \mathbf{100\text{万円(納税額)}} \\ \text{預り消費税} & & \text{支払消費税} & & \text{予定納税} & & \end{array}$$

(例2) 建物や設備投資等がある場合・・・ (預り消費税 < 支払消費税)

課税収入(税込み) 94,500,000円  
課税経費(税込み) 105,000,000円 ← (経費支払い+建物購入)  
予定納税額 1,000,000円

この場合は、

$$\begin{array}{ccccccc} 450\text{万円} & - & 500\text{万円} & - & 100\text{万円} & = & \mathbf{\blacktriangle 150\text{万円(還付!)}} \\ \text{預り消費税} & & \text{支払消費税} & & \text{予定納税} & & \end{array}$$

このように、原則課税では 例2のような場合、**還付が発生**します。

建物等の設備投資をご予定の際は、申告方法が、「原則課税」か「簡易課税」に十分ご留意し、担当者までご確認ください。

(簡易課税での還付は、売上減少で予定納税が上回った時しか還付は無いので・・・)

来月は、上級編になります。「課税売上割合」をご紹介します。

長谷川会計広報部

TEL 028-614-2660

FAX 028-614-2661

## 8月の主な税務スケジュール

- 個人事業税の納付(第1期分)  
納期限…8月中において都道府県で定める日
- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…8月10日
- 6月決算法人の確定申告  
申告期限…8月31日
- 12月決算法人の中間申告  
申告期限…8月31日
- 個人事業者の23年分の消費税・地方消費税の中間申告  
申告期限…8月31日